

別表 1 (個票)

事業コード 05-30	事業名： 家畜衛生防疫等対策事業	所管課 西農業振興センター
① 事業内容	<p>(1) 畜舎環境改善のため、農家が実施する殺菌剤、殺虫剤、乾燥剤等の共同購入の経費に対する助成</p> <p>(2) 家畜の伝染性疾病（豚熱、炭そ、牛ウイルス性下痢症等）対策として農家が実施するワクチン接種経費に対する助成</p> <p>(3) 腸管出血性大腸菌（O-157）対策として農家が共同購入する生菌製剤（ボバクチン）の経費に対する助成</p> <p>【特定家畜伝染病発生時の緊急補助(以下、緊急補助)】</p> <p>(4) 市内畜産農家における特定家畜伝染病発生時のまん延防止対策に要する経費に対する助成。対象となる疾病および緊急時の定義について別表1に、補助対象となる薬剤については別表2に定める。</p>	
② 事業対象者	<p>(1) 兵庫六甲農業協同組合の組合員で、市内で肉牛の肥育または繁殖経営を営むもの。</p> <p>(2) 兵庫県酪農農業協同組合またはハイクオリティミルク農業協同組合の組合員かつ市内在住者で酪農経営を営むもの。</p> <p>(3) 兵庫六甲農業協同組合の組合員で、市内で養豚経営を営むもの。</p> <p>(1)～(3)のいずれか</p> <p>【緊急補助】</p> <p>上記のほか、別表3の頭羽数以上の家畜を市内で飼養するもの。</p>	
③ 事業費	ふるさと納税等寄付金の一部を含む予算の範囲内	
④ 補助率	<p>事業経費の30%以内とする。</p> <p>【緊急補助】</p> <p>50%以内とする。ただし上限額は別表4に定める。</p>	
⑤	<p>-1 補助金規則第5条第2項の(3)に該当する書類（申請書に添付する追加書類）</p> <p>-2 補助金規則第5条第4項に該当する書類（申請書に省略することができる添付書類）</p> <p>・様式第2号の4、6、7 ・様式第2号の3、4、6、7 【緊急補助のみ】</p>	
⑥	<p>-1 補助金規則第15条第1項の(3)に該当する書類(実績報告に添付する追加書類)</p> <p>・業者選定理由が分かる書類（事業(1)のみ）</p>	
	<p>-2 補助金規則第15条第2項に該当する書類（実績報告に省略することができる添付書類）</p> <p>・様式第7～13号</p>	

⑦関連法令等

- ・家畜伝染病予防法
- ・家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律

⑧特記事項

- ・本事業を行う事業主体は、兵庫六甲農業協同組合、兵庫県酪農農業協同組合、ハイクオリティミルク農業協同組合とする。
- ・複数の事業主体から申請があり、その補助申請額の合計が予算額を超える場合は、予算額を各団体の事業費で按分した額を、各団体への補助額とする。
- ・本補助金にはふるさと納税寄付金の一部を充当することがある。

【緊急補助】

- ・本事業を行う事業主体は、(1) 事業対象となる個人または法人、もしくは(2) 兵庫六甲農業協同組合、兵庫県酪農農業協同組合、ハイクオリティミルク農業協同組合とする。ただし、(1)と(2)で重複して申請することはできない。
- ・補助回数は各疾病において1農家につき1年度1回までとする。

別表1 緊急補助の対象疾病および緊急時の定義

豚熱	神戸市内で豚熱等に感染した野生イノシシが確認された場合。
高病原性及び低病原性鳥インフルエンザ	神戸市内または近郊で、高病原性及び低病原性鳥インフルエンザ感染鳥（家きん・野鳥）が確認された場合。
口蹄疫	国内で口蹄疫が発生した場合。

別表2 緊急補助の補助対象薬剤

豚熱	消石灰、逆性せっけん
高病原性及び低病原性鳥インフルエンザ	消石灰、逆性せっけん
口蹄疫	消石灰、炭酸ナトリウム

別表3 緊急補助の対象となる家畜の飼養状況

牛	2頭以上
めん羊・山羊	6頭以上
豚	6頭以上
鶏・あひる	100羽以上
だちょう	10羽以上

別表4 緊急補助の事業費（1農家あたりの補助上限額）

飼養規模（市内で飼養する頭数）			補助上限額
牛・めん羊・山羊	豚	家きん	
～99頭	～199頭	～999羽	10千円
100頭～	200頭～	1,000羽～	15千円
1,000頭～	2,000頭～	5,000羽～	40千円
3,000頭～	5,000頭～	10,000羽～	80千円